

# 東京都退職校長会会則

## (改正)

昭和34・2・7	制定	昭和40・6・4	一部改正	昭和42・5・16	一部改正
昭和44・5・29	一部改正	昭和48・5・26	一部改正	昭和50・5・17	一部改正
昭和51・5・25	一部改正	昭和52・5・24	一部改正	昭和53・5・23	一部改正
昭和54・5・22	一部改正	平成元・6・2	一部改正	平成4・5・27	一部改正
平成7・5・23	一部改正	平成10・6・1	一部改正	平成11・5・24	一部改正
平成16・5・20	一部改正	平成18・5・17	一部改正	平成22・5・20	一部改正
平成30・5・14	改正	令和2・5・19	一部改正	令和3・4・20	改正
令和6・1・24	一部改正	令和7・5・19	一部改正		

## (目次)

第1章	総則	第1条～第2条	第2章	事業	第3条～第4条
第3章	会員	第5条～第6条	第4章	役員	第7条～第10条
第5章	会議	第11条～第17条	第6章	支部	第18条～第21条
第7章	顧問・参与	第22条～第23条	第8章	会計	第24条～第27条
第9章	事務局	第28条～第29条	第10章	個人情報保護	第30条
第11章	附則				

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は東京都退職校長会と称し、事務局を文京区湯島4-12-3 鈴木・日退連共同ビル内に置き、ここを本部とする。
- 第2条 本会は会員の親睦と互助を深め、生涯学習の充実を図るとともに東京都及び地域社会の教育に寄与することを目的とする。

## 第2章 事 業

- 第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1 会員の親睦と互助に関する事
  - 2 会員の慶弔に関する事
  - 3 会員の生涯学習に関する事
  - 4 会員の福利厚生に関する事
  - 5 東京都及び会員が居住する地域社会の教育寄与に関する事
  - 6 全国退職校長会に加入し、その事業に関する事
  - 7 その他本会の目的を達成するための必要な事業に関する事
- 第4条 前条の事業を行うため常設の総務部・会計部・広報部・福利厚生部・生涯学習部・情報推進部を置く。なお、会長の意を受け、必要に応じて新たに部及び専門委員会を置くことができる。
- 2 各部の業務内容に関する規程は、別に定める。

## 第3章 会 員

- 第5条 本会は東京都国公立幼稚園・子ども園、東京都公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（高等専門学校）、中等教育学校、特別支援学校等の各園長・校長の職にあった者を会員とする。
- 2 役職定年までの各園長・校長は、準会員となることができる。なお、準会員は役職定年後に会員となる。

- 第6条 役職定年後に東京都退職校長会に加入した会員は、居住する地域又は園長・校長として勤務した地域のいずれかの支部に所属する。
- 2 会員は本部及び支部の年会費を納入し、所属支部では正会員として活動に参加する。
  - 3 正会員は、所属支部の他に、特別会員及び奨励会員として他の支部の活動に参加することができる。なお、上記会員の三つの呼称とその内容については、「支部運営規則」で、別に定める。
  - 4 支部未組織の地域の会員で所属支部の無い会員は本部の直属とする。

## 第4章 役員

- 第7条 本会に次の役員を置く。  
会長 副会長（若干名） 支部長 理事 監事（若干名）
- 2 本会役員のうち、会長、副会長、監事を本部役員とする。
- 第8条 会長は会務を統括し、本会を代表する。  
また、会長は必要に応じて相談役及び指名理事を置くことができる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は予め会長が定める順序でその職務を代行する。
  - 3 支部長は、所属支部を代表して支部長会に出席する。
  - 4 理事は各支部から1名選出しいずれかの部に所属し、その職務を代行する。なお、理事の任期は1期2年とする。但し、再任を妨げない。
  - 5 監事は本会の経理を監査し、総会に報告する。
- 第9条 役員任期は2か年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠役員等の任期は前任者の残任期間とする。役員任期終了後も後任役員が定まるまではその職務を行うものとする。但し、任期途中の役員交代は職務上、緊急を要するため、役員選考基準によって、適任者を選考し、支部長会の承認を得る。
- 第10条 会長・副会長・監事は、別に定める役員選考委員会を経て総会で選任する。
- 2 会長・副会長・監事の選考並びに役員選考委員会に関する規程は、別に定める。

## 第5章 会議

- 第11条 本会に次の会議を置く。  
総会、 支部長会、 正副会長会、 運営委員会、 理事総会とする。
- 2 その他、必要とする会議は会長が定めることができる。
- 第12条 総会は毎年1回これを開く。
- 2 総会は会則の改正、会長・副会長・監事の選任及び会務報告、事業計画、予算・決算の承認、その他重要事項を審議する。
  - 3 会長が必要と認めた時は、臨時総会を招集することができる。
- 第13条 支部長会は総会に次ぐ審議機関で、本会の重要事項について審議する。
- 2 支部長会は定期的に関き、各支部との情報交換を密にし、連携を深める。なお、必要に応じて臨時支部長会を開催する。
  - 3 支部長会の運営については、別に定める。
- 第14条 正副会長会は随時これを開き、各部の調整と組織運営等について協議する。
- 第15条 運営委員会は正副会長、各部部長、支部長代表で構成し、随時これを開き、会務の必要事項について協議する。
- 第16条 理事総会は年1回開催し、理事の各部への所属と会長の意を受け部長を決定する。
- 第17条 本会の会議は、すべて会長が招集する。

## 第6章 支 部

- 第18条 本会は各区市町村・島嶼・近県に支部を置く。
- 第19条 東京都の近県以外の地方在住者も必要に応じて支部を設置することができる。
- 第20条 支部には支部長を置く。支部長は支部を統括し、その運営にあたる。
- 第21条 支部の改廃や設置等については、支部長会で審議し、総会の議を経て決定する。

## 第7章 顧問・参与

- 第22条 本会には顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問は本会で特に功労のあった者、参与は永年本部役員として功績のあった者を支部長会において決定し総会に報告する。
  - 3 顧問・参与会は、必要に応じて開催する。
  - 4 参与の任期は、原則として1期（2年）までとする。
- 第23条 顧問・参与会は、本会の運営等について、会長の諮問に応えるものとする。

## 第8章 会 計

- 第24条 本会の経費は会費・寄付金をもってこれに充てる。
- 第25条 本会の会費は年額2,500円とする。但し、準会員からの会費は徴収しない。なお、会費の減免に関する規定は、別に定める。
- 第26条 本会に特別会計を設ける。
- 2 特別会計に関する規程は別に定める。
- 第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第9章 事 務 局

- 第28条 本会に事務を処理するために事務局を置く。
- 第29条 事務局に事務局長及び職員若干名を置くことができる。
- 2 事務局長及び職員は、会長の意を体し、会則及び規程を遵守し、担当事務を処理する。
  - 3 事務局に関する規程は、別に定める。

## 第10章 個人情報保護

- 第30条 個人情報保護に関する方針は、別に定める。

## 第11章 附 則

- 1, 本会則は、総会に拠らなければ改正することができない。
- 2, 本会則についての必要な細則等は、支部長会において定めることができる。
- 3, 本会則の第6条第1項の現会員の所属は、当分の間そのままとする。但し、各支部で特別の事情のある場合にはその限りではないものとする。
- 4, 本会則は、公布の日から施行する。公布日は、令和4年4月1日とする。但し、一部改正後の周知期間を令和3年12月31日まで置くこととする。なお、会員の呼称については、その後も周知徹底に努める。

# 新たな支部運営規則

(令和3年4月20日承認)

## 第一章 総 則

- 第1条 支部は、東京都退職校長会（以下、本会）の会則第3章第6条に準じ、会務の円滑化に資するための支部運営規則を定める。
- 第2条 支部は、本会の目的に則り、支部間の交流事業及び会員相互の親睦を図るとともに、地域の教育並びに東京都の教育振興に寄与する。
- 第3条 支部は、原則として事務局を支部長宅におき、支部長を中心に支部事業の円滑な推進と本会の目的達成に資する。

## 第二章 会員の呼称

- 第4条 会員とは、本会及び所属支部に年会費を納入した者をいう。  
年会費を納入した者は、支部で正会員となる。正会員は、特別会員、奨励会員として他支部の活動に参加することができる。  
また、各支部においては、他支部の会員を特別会員、奨励会員とすることができる。
- 第5条 特別会員は、正会員である者が、他支部の活動に参加を希望し、その支部の会費を納入して、支部活動全般に参加する者をいう。
- 第6条 奨励会員は、正会員である者が、他支部の一部の活動のみに参加する者をいう。但し、参加者は、個々の活動ごとに必要に応じて諸経費を納入する。

## 第三章 役 員

- 第7条 支部には、支部長、副支部長、理事・部長や監事を役員として置くことができる。なお、支部長が運営上必要とする者を役員とすることができる。なお、支部長は本部正副会長を同時に兼ねることはできない。
- 第8条 支部長は、支部を統括し、本会と一体となって公平・公正な運営に当たり、支部間の交流に努力する。

## 第四章 会議及び行事

- 第9条 支部の会議は、総会、理事会・役員会等を基本に支部の実情に応じて設定し、すべての会を支部長が招集する。
- 第10条 支部総会は、毎年1回以上開き、会則の変更、役員を選出、予算・決算の承認、その他重要事項を審議する。  
また、理事会・役員会等は、定例会の他に随時開くことができる。
- 第11条 支部は独自のクラブ活動や同好会等を設置し、他支部の会員の参加も認める。  
2 準会員は本部及びいずれの支部の活動にもオブザーバーとして参加することができる。但し、活動に要する費用はその都度支払うものとする。
- 第12条 支部の主な行事には、本会の綱領の唱和と会歌の斉唱を励行するものとする。

## 第五章 本会との関係

- 第13条 正会員は毎年会費を支部に納入し、支部はこの中から所定の額を本部に納める。
- 第14条 支部は本部が発行する会報・会員名簿の編集、諸調査、諸行事等に協力し、本部の発行物を全ての正会員に配付する。
- 第15条 支部において不測の事態が発生した場合、支部長を中心に、本部と一体となって対処する。

## 第六章 会 計

- 第16条 支部経費は、支部会費（正会員、特別会員）、本部からの助成金、寄付金等をもって充てる。支部会費の年額は、支部で定める。  
奨励会員の会費は、参加する各行事等の会計で処理する。
- 第17条 支部会費の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

## 第七章 附 則

- 1, この規程は、令和4年1月1日より施行する。
- 2, この規程の「第二章 会員の呼称」の周知期間を令和3年5月19日より令和3年12月31日までとする。
- 3, この周知期間に、各支部は会員の呼称の定着に努め、本部と支部の連携により、入会者全員が正会員となるよう奨励に努める。
- 4, 昭和42年5月以来、支部準則第4条で定めていたA会員及びB会員の呼称は、令和3年12月31日をもって廃止する。

### 会則にある「別に定める」に関する「規程集」について（抜粋）

#### 1 慶弔に関する規程（会則第3条第2項 「会員の慶弔に関すること」を受けて）

- 第1条 役員・クラブ長・事務局長が退任した場合は、次期総会において感謝状並びに記念品を贈る。（役員に支部長・理事も入る）
- 第2条 会員が、総会の年度に白寿・米寿・喜寿に達した時は、その年度の総会において、祝い品を贈り祝意を表す。支部長は、該当者の氏名その他の必要事項を本部に報告する。
- 第3条 叙勲された場合は、総会において祝意を述べて榮譽を称える。支部長は、該当者の氏名その他必要事項を本部に報告する。
- 第4条 会員が死亡した場合は、香典5,000円をおくり弔意を表す。  
支部長は、該当者の氏名・死亡年月日・所属支部等必要事項を本部に報告する。
- 第5条 本規程に定めがない場合等は、正副会長会において、その都度協議し決定する。

附則 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

昭和51年	4月1日制定	平成	元年	4月	26日	一部改正		
昭和53年	7月	7日	一部改正	平成	11年	2月	22日	一部改正
昭和54年	5月	22日	一部改正	平成	16年	5月	20日	一部改正
昭和60年	4月	10日	一部改正	平成	30年	5月	14日	一部改正
昭和63年	2月	25日	一部改正	令和	3年	4月	20日	一部改正

#### 2 役員候補者選考委員会に関する規程（会則第10条を受けて）

- 第1条 役員候補者選考委員会は、会員の中から、会長・副会長・監事として適任と考えられる者を選び、候補者として総会に提案する。

第2条 役員候補者選考委員会は、予め選出された委員7名で構成される。委員は、部長4名、支部長3名（区部1名、多摩島嶼1名、近接県1名）とする。委員長は、支部長から互選とする。

第3条 会長、副会長、監事候補者選考の基準は別に定める。

第4条 役員候補者選考委員会は、その任務を終了した時に解散する。

但し、委員長は、次期選考委員会が発足するまで任を留保し、緊急時の本部役員交代に際して、会長の意を受けて補欠候補者を選考し、支部長会に報告する。

附則 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

昭和60年4月10日一部改正

令和3年4月20日一部改正

### 3 会長・副会長・監事候補者選考基準に関する規程（会則第10条を受けて）

第1条 会長・副会長候補者は、役員及び役員経験者より選考する。監事候補者は、会員の中から適任者を選考する。

第2条 候補者の選考に当たっては、初めに、新会長候補者に意見を聞き、年齢等を考慮して選考する。

第3条 会長・副会長は3期（6年以内）、監事は2期（4年以内）までとする。任期中に82歳に達した場合は、その任期までとする。82歳を超えた者は、新たに会長・副会長・監事候補者になれない。

附則 この規程は令和4年1月1日から施行する。

平成11年 2月22日一部改正

平成18年 5月17日一部改正

平成30年 5月14日一部改正

令和3年 4月20日一部改正

### 4 支部長会運営に関する規程（第13条第3項「別に定める」を受けて）

第1条 支部長会の効果的、円滑な運営と本部並びに支部間の情報交換や連携強化を図るため、全支部を複数のブロックに編成する。

2 ブロックの必要数及び編成は支部長会で協議し、決定する。

なお、現在の編成状況を「参考」として下記に示す。

第2条 ブロック会は、支部間の情報交換、本部と支部との連携や諸課題について話し合い、重要事項については支部長会に報告する。

第3条 各ブロックには、ブロック長を置く。

2 ブロック長は、当該ブロックの掌握の任を負うとともに、本部との連絡調整に当たる。

なお、ブロック長の内、2名は支部長代表として運営委員となり、運営委員会に出席する。

第4条 ブロック長会は、随時これを開き、支部間の情報交換をより密にするとともに、本部・支部間の連携強化、課題等について協議する。なお、支部長会の運営は本部が執り行う。

附則 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

平成元年 4月26日一部改正

平成30年 5月14日一部改正

令和3年 4月20日一部改正

#### 【参考】

- |       |  |
|-------|--|
| 1ブロック | 1・2千代田・中央、3港、4新宿、5文京、6台東、7墨田、8江東、13渋谷、35大島、36三宅島 |
| 2ブロック | 21足立、22葛飾、23江戸川、38千葉南、39千葉中、40千葉西、41千葉北、         |
| 3ブロック | 9品川、10目黒、11大田、12世田谷、27武蔵野・三鷹、30府中、31調布、32狛江      |
| 4ブロック | 14中野、15杉並、24八王子、25町田、26日南、29北多摩中、34西多摩、43神奈川     |
| 5ブロック | 16豊島、17北、18荒川、19板橋、20練馬、28北多摩北、33北多摩西、42埼玉       |

## 5 会費の免除・軽減等に関する規程（会則第25条「別に定める」を受けて）

第1条 満95歳を超えた場合は、次の年度から会費を軽減し、年額1,300円とする。

第2条 2年間継続して会費が未納の場合は、原則として会員の資格を失う。但し、会費の納入の判断が困難な会員については、支部長の判断によって会費を特別に免除することができる。該当する会員の氏名、状況等については、支部長より本部に文書にて報告する。  
本条の「会費を特別に免除する会員」とは、自分で会費を納入することができない状況で、しかも同居する家族がいないか、家族がいても近くに住んでいない場合等で、会費の納入ができない会員、又は介護付き老人ホーム等に入居している場合の会員である。

附則 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

平成16年 5月20日制定

平成30年 5月14日一部改正

令和 3年 4月20日一部改正

## 6 特別会計に関する規程（会則第26条第2項「別に定める」を受けて）

第1条 本会は、特別会計に関する規程を設け、事業の円滑な遂行を図る。

第2条 特別会計として、次の4会計を設ける。

- ・事務所設置等積立金
- ・記念行事積立金
- ・名簿発行積立金
- ・関ブロ積立金

第3条 事務所設置等積立金の使途は、以下による。

- ・本会の事務所設置の経費
- ・本会の運営に関わる緊急事態に対応する経費及び対策費

第4条 積立金等は、一般会計から一定額を積み立てる。

第5条 特別会計の積立目標額及び運用については、特別会計管理委員会がこれに当たる。管理委員会は以下の8名で構成する。

会長、総務部担当副会長、総務部長、会計担当副会長、会計部長、支部長2名、事務局長

第6条 積立金及びその益金は、確実な金融機関に預け入れ、又は、確実な有価証券等に換えて保管する。

第7条 積立金及びその益金については、会長が管理する。

第8条 特別会計については、毎年本会の会計監査を受け、総会に報告する。

附則 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

平成 7年5月23日制定

平成30年 5月14日一部改正

平成11年2月22日一部改正

令和 3年 4月20日一部改正

平成21年5月19日一部改正

## 7 各部の業務内容に関する規程（この規程は、「第11章 附則」を受けて）

第1条 各部の業務内容については、次の通りとする。

### 1 総務部

- (1) 本会の組織・運営・活動に関すること
- (2) 総会の円滑な運営に関すること
- (3) 諸会議（・運営委員会・支部長会）の円滑な運営に関すること
- (4) 退職予定者・退職者の入会に関すること
- (5) 各校種別現職校長会との情報交換、連携に関すること
- (6) 会員名簿の発行・整理・管理に関すること
- (7) 必要な事項の調査・研究に関すること
- (8) 教育関係諸機関等への要望・陳情に関すること
- (9) 地域社会の教育との連携に関すること
- (10) その他、各部に属さない事項に関すること

## 2 会計部

- (1) 「予算編成の基本原則」を定め、その原則による予算書・決算書の作成に関すること
- (2) 現金の出納及び会計に関する諸帳簿の整理・保管に関すること
- (3) 会費・寄付金等の収納・整理・管理に関すること
- (4) その他、会計全般に関すること

## 3 広報部

- (1) 「会報誌発行の基本原則」を定め、その原則により会報を発行すること
- (2) 会報の編集・発行・発送・保管の業務に関すること
- (3) 会報の配布先の情報収集と管理に関すること
- (4) 支部の諸活動の情報収集・広報・管理に関すること
- (5) ホームページの作成・運営・維持管理等に関すること
- (6) その他、広報活動全般に関すること

## 4 福利厚生部

- (1) 会員の慶弔に関すること  
なお、業務内容は「慶弔に関する規程」による。
- (2) 会員の親睦と互助に関すること
- (3) 叙勲会員、長寿会員等の把握、それに関わる資料収集、整理と情報提供に関すること
- (4) 高齢者叙勲に該当する会員の情報提供に関すること
- (5) 年金についての研究並びに資料収集、情報提供に関すること
- (6) 高齢化に対応する情報提供に関すること
- (7) その他、会員の福利厚生全般に関すること

## 5 生涯学習部

- (1) 生涯学習の研究並びに推進に関すること
- (2) 本会の会員研修に関すること
- (3) 会員のクラブ活動の推進・助成に関すること
- (4) 地域の諸活動への参加に関すること
- (5) その他、会員の生涯学習全般に関すること

## 6 情報推進部—情報推進部開設の趣旨（新設）—

- (1) 多くの会員はホームページで自分が必要としている情報を検索したり、テレビ会議（zoom や webex）に参加したりできるような支援活動の推進に関すること
- (2) 各支部と都本部との連携や交流を一層深めていくための支援活動に関すること
- (3) インターネットの安全な使い方についての情報提供活動の推進に関すること

附則 この規程は、令和4年1月1日から施行する。  
平成21年 5月19日一部改正  
平成29年 5月10日一部改正  
令和 3年 4月20日一部改正

## 8 「クラブに関する規程」及び「運営上の原則」

### (1) クラブに関する規程

本会のクラブは、東京都退職校長会の正会員で運営する。

### (2) クラブ運営上の原則

- ① 各クラブにはクラブ長を置く。
- ② クラブ長は、年間事業計画案及び同事業報告書並びに収支予算書・決算書を、生涯学習部長を通して会長に提出する。
- ③ クラブ長の任期は1期2年を原則とするが、以後も再任を妨げない。
- ④ クラブ助成金は、クラブ活動費として、適正に執行する。
- ⑤ クラブの休廃部及び新設等特別な事態が生じた際には、本部・生涯学習部長・当該クラブ長で協議する。

附則 この規程は、令和7年5月19日制定。令和7年5月20日から施行する。

## 9 事務局に関する規程（会則 第29条第2項 事務局「別に定める」を受けて）

- 第1条 事務局長は、会長が、役員及び役員経験者の中から適任者を選考し、運営委員会の承認を経て任命する。  
なお、任期は、会則第4章第9条に準ずるものとする。
- 第2条 事務局職員は、本会の会則、諸規程を遵守し、担当事務を処理する。
- 第3条 事務局長は、本部役員との連携を密に計り、特に総務担当副会長とは、定期的に事務処理全般について、その実態を確認し合う。
- 第4条 勤務条件、給与（手当）等は、会長が運営委員会の承認を経て決める。
- 第5条 事務局の勤務内容は、次のとおりとする。
1. 会長及び各役職名の文書の授受と処理及び発送
  2. 本会に関する情報の処理
  3. 起案文書、関係資料の保管
  4. 本会宛の文書の授受と処理、来訪者の応接
  5. 会計部より委任された金銭の出納
  6. 本会諸会議の準備
  7. 本会の所有する什器、消耗品、諸帳簿の処理と管理
  8. 会長より命じられた事項の処理
  9. 執務日誌の記載
  10. その他、本会に必要な事務
- 第6条 事務局長は、意見を求められたら述べることができる。

## ○ 東京都退職校長会ホームページ運用規程

この規程は、東京都退職校長会（以下、「本会」）のホームページの開設と公開に関する必要な条項を定め、会員への適切な情報提供と円滑で公正・公平な運用を図るために定めたものである。

### 第1条（公開の目的）

本会のホームページの公開目的は、情報化の推進に資するとともに、本会の目的を達成するため、その活動を広く公開し、会員の理解と協力を得るものとする。

### 第2条（作成及び公開の責任者）

1. 本会のホームページの作成は、会長、副会長2名、事務局長の4名からなるホームページ委員会を中心に審議を行い、事務局内に、専門の作成担当者を置くものとする。
2. 本会のホームページの内容は、法令及び情報の倫理、並びに本会の定める諸規程に基づき、本会長（以下「会長」）の責任において公開するものとする。

### 第3条（記載事項）

本会のホームページには、次に掲げる事項を明記しなければならない。

1. 著作権の主張
2. 公開責任者名
3. 作成責任者名
4. ページ作成者名
5. 作成及び更新年月日
6. 複製・引用等使用許諾条件

### 第4条（禁止事項）

本会のホームページ作成にあたっては、次の各項に挙げるものの記載は、これを禁止する。

1. 著作権・知的財産権等の法令に定める権利を侵害するもの
2. 会員のプライバシーを侵害するもの
3. 守秘義務に反するもの
4. 第10条の目的に反するもの
5. 個人的な情報発信を目的としたもの
6. 営利を目的とした内容のもの

7. 個人を詐称するもの
8. 個人や団体を誹謗・中傷・差別する内容のもの
9. 会員の許可が得られないもの
10. その他、法令や情報の倫理、社会慣行に反するもの

#### 第5条 (個人情報発信とその範囲)

1. 会員の個人情報を発信する場合は、本人（家族）及び会長の同意を前提とする。
2. 会員の個人情報の範囲は、次の各項に定めるところによる。
  - (1) 会員の氏名は、姓を用いる。但し、必要がある場合は、姓名を使うことができる。
  - (2) 会員の写真を使用する場合は、個人の了解及び個人が特定できないように配慮する。
  - (3) 住所、電話番号、生年月日等の個人情報は、原則として発信しないものとする。

#### 第6条 (リンクに関すること)

本会のホームページに対する他からのリンク、または本会のホームページから他のホームページへのリンクについては、次の各項に定めるものとする。

1. 本会のホームページに対する他からのリンクは、本会の目的に合致するものについて、原則として自由とする。また、ページの複製については、著作権表示を明確にし、会長の同意の上、認める旨をホームページ上に明記する。
2. 本会のホームページから他のホームページへのリンクは、本会の目的を十分に配慮し、リンク先の運営管理者に対して許諾を得た上で、設定するものとする。但し、有害情報が含まれると判断されたホームページへのリンクは設定しない。

#### 第7条 (公開までの手続き)

本会のホームページの公開までの手続きは、次の各項に定めるものによる。但し、第6条に定める場合のものは、この限りでない。

1. ページ公開希望者は、公開予定ページを用紙に印刷し、ホームページ委員会へ許諾申請すること
2. ホームページ委員会は、公開内容を審議し、総合的に判断すること
3. ホームページ委員会は、判定結果とその事由を速やかに会長に報告すること
4. 公開の承認を得た場合、申請者と作成担当者は、速やかに公開作業を行うこと
5. 会長は、判定結果とその事由並びに記載事項を、必要に応じて正副会長会並びに支部長会に報告すること
6. 次の各項目に定める事項は、会長の承認を得た後、直ちに公開することができる。
  - (1) 会員の個人情報を含まず、各事務分掌、本会の事業計画、担当部門判断で公開が許されると会長が判断し、承認したもの
  - (2) パスワードでの制限、特定のIPアドレスによるアクセス制限をした公開で、その公開性が本規程の目的達成に資するものと会長が判断し、承認したもの

#### 第8条 (管理)

本会のホームページの管理については、事務局長の監督の下に公開申請者と専門の作成担当者が行うものとする。

#### 第9条 (更新)

本会のホームページの内容を更新する場合は、新規登録と同じ手順を踏むものとする。但し、不適切な内容や間違った内容の公開が発見され、緊急に更新される必要のある場合には、会長の承認により更新が行われるものとする。

#### 第10条 (削除)

次の各項に定める場合のものは、第11条に定める削除手順に従い、サーバーからデータを削除し、他から閲覧できないようにすることができる。

1. 公開申請者が削除を希望し、ホームページ委員会が承認した場合
2. 本規程に沿わない公開データが発見された場合

#### 第11条 (削除の手順)

本会のホームページの公開データを削除するまでの手続きは、次の各項に定めるもので処理される。

1. 公開申請者が削除を希望する場合は、削除の理由を明確にし、ホームページ委員会に申請する。
2. ホームページ委員会は、削除理由を協議の上、判定する。

3. 会長は、ホームページ委員会の判定を受け、最終判断を行う。

4. 削除が承認された場合、申請者と専門の作成担当者は、そのデータとフロッピーディスクなどの可搬記録媒体のコピーを取り、サーバーから公開データを速やかに削除する。

#### 第12条（運用規程の見直し）

現行の規程で対応できないことが生じた場合は、ホームページ委員会は運用規程の修正案を会長に提示し、支部長会の承認を得て見直すことができる。また、この規程は、毎年4月に正副会長会で確認するものとする。 附則 この運用規程は、平成27年9月1日から施行する。